四

分野　航空宇宙産業
小分野　航空機産業
　　宇宙開発産業
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五

分野　武器・火薬産業
小分野　武器産業
　　火薬類製造業
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野　エネルギー産業
小分野　電気業
　　ガス業
　　原子力産業
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野　漁業
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
　　ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
　　ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
　　ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
　　ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　最恵国待遇（第三条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　集魚
(c)　漁獲物の保蔵及び加工
(d)　漁獲物及びその製品の輸送
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

八

分野　情報通信業
小分野　放送業
産業分類　ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
　　ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
　　ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
　　ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
　　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条
　　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条、第百十六条、第百二十五条、百五十九条及び第百六十一条

九

分野　土地取引に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　最恵国待遇（第三条）
概要　政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
　　最恵国待遇（第三条）
　　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

ミャンマー連邦共和国の表

一

分野　全ての分野（土地所有権）
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
概要　第二条の規定は、土地所有権及び土地（注）に関連する天然資源に影響を及ぼす措置については適用されない。土地は、国家により所有される。ただし、ミャンマー投資委員会の承認に従い、政府が所有する土地、政府の各省庁又は政府機関が所有する土地並びにミャンマーの市民が所有する私有地については、事業及び産業の種類並びにその規模により、最長で五十年の期間まで賃貸することが認められ、連続して二回、十年の期間を延長することができる。
　農地法は、所有権を認めないが、土地の使用権を付与する土地利用証明書について規定する。農地の使用権を有する者は、次の権利を有する。
(a)　当該農地を占有する権利、当該農地を使用する権利及びこれらの権利から生ずる利益を享有する権利
(b)　定められた条件に従って、当該農地の全体又は一部を売却し、担保とし、賃貸し、交換し、又は譲渡する権利
(c)　当該農地の使用権の相続に関連して紛争が発生した場合において、既存の法律に従って関連する裁判所の決定を受け入れる権利
(d)　定められた条件に対する違反がないことを条件に、当該農地を使用する権利